

とっても便利！

作ろう、マイナンバーカード

マイナンバーカードがあれば…

- 本人確認書類や健康保険証として使える
 - 給付金の受け取りが簡単に
 - コンビニで各種証明書が取得できる
 - オンラインで行政手続きができる など
- さまざまなことが可能になります！

マイナンバーカードを作るには…

①交付申請書を用意する

すでに届いている個人番号交付申請書をご用意ください。

※交付申請書がない場合、本人確認書類をご持参の上、市民課にお越しください。

②申請する

スマートフォン、パソコン、証明用写真機、郵送のいずれかの方法で簡単に申請することができます。

※マイナンバーカード総合サイトも参考にしてください(右記QRコードから)。



③受け取る

申請から1か月程度で、市役所から交付通知書はがきが届きます。マイナンバーカードの交付は事前予約制のため、お電話でご予約の上、市民課にお越しください。本人確認後に、お渡しします。

証明書のコンビニ交付をご利用ください！

マイナンバーカードで各種証明書を取得できます。

対象の証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、住民税決定証明書、納税証明書など

※一部発行できない証明書もあります。

※詳細は市ホームページでご確認ください。

料金 200円/一通

時間 午前6時30分から午後11時まで

問合せ 幸手市役所代表 ☎(43)1111

マイナンバーカードに関すること 市民課 内線 128

コンビニ交付に関すること 市民課 内線 128、税務課 内線 137

◆申込みに必要なもの

マイナンバーカード、マイナンバーカードの申請時または受取時に設定した数字4桁の暗証番号、マイナポイント受取のキャッシュ決済サービス

◆申込み方法

スマートフォンやパソコン、手続きスポット(コンビニのマルチコピー機、郵便局、ATMなど)や、市役所本庁舎1階ロビーマイナポイント予約・申込特設ブースにて申込み

◆キャンペーンの期限

マイナンバーカード申請期限
9月30日(金)まで
マイナポイント第2弾申込期限
令和5年2月28日(火)まで

◆問合せ

幸手市役所マイナポイント予約・申請特設ブース ☎(43)1111 内線180
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

※マイナポイントに関する問合せは、ダイヤル後、5番を選択してください。

第2弾
マイナポイント

申込みで
最大2万円分の
ポイント

①マイナンバーカード取得で最大5000円相当のポイント
②健康保険証としての利用申込みで7500円相当のポイント
③公金受取口座登録で7500円相当のポイント

新型コロナウイルスワクチン情報

新型コロナウイルスワクチン接種は9月末で一度終了します

現在、国から示されている接種期間は令和4年9月末までです。延長された場合も、今後インフルエンザなどの流行も予想されるため、接種体制を一度見直す必要があります。現在の体制での接種は9月末で一度終了します。接種を希望する人は、現在、予約を受けている日程での接種をお願いします。

▼ワクチンの予約はコールセンターまたはインターネットから

新型コロナウイルスワクチンコールセンター ☎0570(0)08(8)89

幸手市ホームページ
下記QRコードからアクセスできます。



国や県の接種会場について

市の接種会場では日数に限りがあります。国や県の接種会場での接種もご検討ください。

▼埼玉県ワクチン接種センターでの予約について



▼自衛隊大規模接種会場(3回目接種・4回目接種)について



接種券について

▼接種券が届いていない人

1、2回目の接種券は5歳以上の人に、3回目の接種券は2回目から5か月以上経過している12歳以上の人に、4回目の接種券は3回目から5か月以上経過している60歳以上の人に郵送しています。接種希望者で、接種券が手元にない場合、コールセンターで再発行手続きができます。

また、接種後に幸手市に転入した人には自動で接種券は発行されませんので、手続きが必要です。直近の接種を証明するものまたは本人確認書類をお持ちの上、新型コロナウイルスワクチン対策室にお越しください。

▼接種券なしで接種をされた人

接種券がない状態で接種した人は、必ず接種した会場に接種券をお渡しください。接種券がない場合、接種状況を記録することが出来ません。次回の接種が受けられないこともありますので、再発行手続きをしてください。

バスの運行について

9月末で、ワクチン接種専用循環バスおよびシャトルバスは運行終了となります。

※この情報は7月15日時点の内容です。最新情報については、市ホームページをご確認ください。

負担軽減のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経済状況にある市民および事業者みなさんの経済的な負担軽減のため、減免または給付金を支給します。詳細は、各担当課にお問い合わせください。

▼住民税非課税世帯などに対する令和4年度分臨時特別給付金

対象

①世帯全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税で、基準日の令和4年6月1日に市に住民登録がある世帯

②収入が非課税世帯と同程度(令和4年1月以降の1か月の収入が一定額以下に低下したこと)となった世帯

※すでに本給付金の支給を受けた世帯は対象外です。

給付額 10万円/世帯

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線145

①該当世帯/確認書は郵送済み

※要申請世帯もあります。

②該当世帯/要申請

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

申請期限 9月30日(金)

免除期間 令和4年8月検針分から11月検針分まで

※確認書は郵送日から3か月以内です。

※免除申請は不要です。

※令和3年度分の申請期限も同様です。

※水道料金から基本料金を差し引いた額を請求します。

問合せ 社会福祉課 ☎(43)5122

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050

